

令和3年度第5回南部町農業委員会総会会議録						
招集年月日	令和3年8月10日(火)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時00分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩指 久	出席			
	8番	井上 武	出席	14番	板 秀樹	出席
	9番	野口 孝志	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
議事録署名委員	12番	牛田 弘則		13番	秦野 勝仁	
	出席吏員	事務局長 岡田 光政 事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和				
傍聴人	0人					

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	非農地判断に係る特別委員会の結果について
協議事項	(1) 農地パトロール出発式について (2) 農地パトロール班編成について
報告	(1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について
その他	(1) 押印廃止文書について (2) 農地パトロールおよび利用意向調査等の変更について (3) 令和3年度第6回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和3年度第5回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はおられません。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	— 省 略 —
	局長補佐	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、12番牛田弘則委員、13番 秦野勝仁委員、書記につきましては田邊職員をお願いします。
4. 議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。市川職務代理に議長を交代して皆様にご審議をお願いします。
		(市川職務代理議長席へ移動。)
	議長(市川職務代理)	よろしくお願ひ致します。提案者より説明をお願いします。
	局長	農地法第3条の規定により提出された下記の許可について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	【 議案第1号朗読及び説明 (議案書2頁) 】 番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 m ² 合計：畑 1筆 m ² 譲渡人： 耕作面積： m ² 譲受人： 耕作面積： m ² 所有権移転 贈与 (備考) さんから さんが贈与で取得し利用するための申請です。全部効率利用要件・農作業常時従事要件を満たしています。補足します。この畑地は若干の野菜と柿木が5本植えてあります。現地調査資料の2ページをご覧ください。隣地 は さんが所有しておられます。今回の申請地を さんが取得して管理される事を前提とした申請です。 ご審議をお願いします。
	議長(市川職務代理)	質疑に入ります。
		(質問、意見等なし。)
議長(市川職務代理)	ご異議ございませんか	
一同	なし。	

	議長(市川職務代理)	意義なしと認め、議案第1号、『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』は議決、承認されました。 議長を交代します。ありがとうございました。
		(市川職務代理議席へ移動。)
議案第2号 非農地判断に係る特別委員会の結果について	議長	議案第2号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』上程します。提案者より説明を求めます。
	局長	非農地判断に係る特別委員会の結果について、別冊の現地確認資料をご確認ください。局長補佐より説明致します。
	局長補佐	内容に入る前に、今まで使っていましたB判定と言う名称が無くなり、非農地判断に係る特別委員会の結果となった事を報告します。詳細につきましては、その他の『(2) 農地パトロールおよび意向調査の変更について』の中で説明致します。 7月20日に 地区を庄倉委員と井田委員、 地区を井上委員、井田委員で現地調査を行っていただきました。8月5日には 地区を市川職務代理と庄倉委員と田邊委員に現地調査を行っていただきました。
	議長	地区の現地調査について庄倉委員より報告をお願いします。
	庄倉委員	7月20日に現地確認を行いました。 の一筆です。 から に向かう県道沿いの が設置してある場所の反対側の山に中になります。竹林がほとんどですが該当地だけが地目が畑になっていました。現状は竹林で、とても農地とは考えられない場所でした。 続けて8月10日に行った 地区について報告します。 1ページの写真をご覧ください。 地区の を入った奥になります。ここも一帯が山林の状況でした。農地とは考えられない場所でした。 2ページをご覧ください。 沿いの 地区の坂道の途中から左に入った山の中です。ここも山林状態で、とても農地とは考えられない場所でした。 3ページをご覧ください。 から に向かって大きくカーブする所から山に向かった家の後ろになります。ここも山林化していました。 4ページをご覧ください。 地区 から です。沼地の状態でガマの穂などが生えていてとても農地とは考えられない所でした。上側に がありますが、ここも山林の状態でした。以上です。
	議長	井上委員より 地区について現地調査報告をお願いします。
	井上委員	7月20日に井田委員と私と事務局の二人で 地区の現地調査を行いました。 と言う所で、 集落の一番奥から右に向かい山に入った場所です。山林、原野の状態です。 ですが、神社を上がって山に入った所です。ここも原野、山林化していました。 上側の番号 、 あたりは に近い所になります。山林化、原野の状態です。いずれも農地と認められない状態でした。
	議長	皆様より質疑を受けます。

		(質問、意見等無し。)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	無し。
	議長	議案第 2 号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』は原案どおり議決、承認されました。
5. 協議事項 (1) 農地パトロール出発式について	議長	協議事項に入ります。『(1) 農地パトロール出発式について』上程します。提案者より説明を求めます。
	局長	関連しますので、協議事項 (1) と (2) を一緒に説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。
	議長	事務局より (1) と (2) を一括上程と言う事ですが、よろしいでしょうか。
	一同	異議なし。
	議長	一括上程とします。
	局長	ありがとうございます。差し替えの 3 ページと、議案書の 4 ページになります。遊休農地パトロールの出発式とパトロールの班編成について局長補佐より説明致します。
	局長補佐	遊休農地パトロール出発式について説明します。8月26日木曜日、役場天萬庁舎富有まんてんホールにて予定しています。当日は、帽子、名札、腕章の準備をお願いします。改めて案内文書を配りませんので、これをもって案内とさせていただきます。当日出席が困難な方は8月20日金曜日までに事務局まで連絡をお願いします。去年は出発式の後、現地研修を行いました但今回はありません。また、マスコミ取材の予定もありません。 続いて4ページをご覧ください。農地パトロールの班編成を付けています。班長さんの案も載せていますので、班長さんを中心としてパトロールの日程等決めていただき事務局まで報告をお願いします。今年度より農地パトロールの調査方法が変わりますが、パトロールの時期については9月から10月で調整をお願いします。平日以外でも良いですが、関係団体のこともありますので出来れば平日でお願いしたいと思います。関係団体には事務局より案内致します。以上です。
	議長	農地パトロール出発式及び班編成について説明がございました。ご質問等ございませんか
	(質問、意見等無し。)	
	議長	農地パトロール出発式及び班編成について原案どおりとします。パトロールの日程については、できるだけ早急に決めていただいて事務局までご報告をお願いします。
6. 報告 (1) 公共事業の施行に伴う 附帯施設設置に係る一時 転用について	議長	報告に入ります。『(1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』説明を求めます。
	局長	差し替えの 5 ページと現地調査資料をご覧ください。公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について、下記のとおり報告します。内容については局長補佐より説明致します。
	局長補佐	【『(1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』朗読 (差替 5 頁)】
	議長	このことについて質疑を受けます。

		(質問、意見等無し。)
	議長	無いようですので、報告を終わります。
7.その他	議長	その他、『(1) 押印廃止文書について』説明を求めます。
(1) 押印廃止文書について	局長補佐	<p>議案書の6、7ページをご覧ください。先日、私が参加しました農業委員会事務局職員を対象とした研修会の内容について説明します。</p> <p>国の規制改革実施計画を受けて、農地法関係の事務処理要領に定められている申請書などに関わる様式について押印の廃止が行われました。国からの法廷受託事務として各農業委員会が関係する様式について、一部の様式を除き押印廃止の判断が行われました。その事が整理されたのがこの表です。3条申請、4条申請、5条申請も含まれています。このうち4条と5条の申請書については自治事務と言う事で、その主旨を踏まえた上で、各許可権者である都道府県の公印規程に従い判断することとされています。鳥取県は、4条、5条については、他の許認可の情報を収集しながら今後方向性を定めたいと考えておられるそうです。現段階では、4条、5条については引き続き押印を求めると確認しています。南部町は県から権限委譲を受けていますが、一定面積を超えるものについては農業会議に意見の照会を諮ることになっています。県の取り扱いに準ずると言う事で、南部町に於いても、4条、5条については署名と押印を求めます。利用権設定の様式や中間管理機構の様式は、関係機関と調整を諮りながら整理していきたいと考えていますので、現時点では引き続き署名と押印を行いたいと考えています。以上のことをまとめますと、4条申請、5条申請、利用権設定、機構関係は、県から示された対応で行いたいと考えています。それ以外については押印の必要はありません。ただし、署名は必要になります。例えば、農地法第3条につきましては、押印廃止で署名だけとなります。その他簡易的な届け出書、例えば2アール未満の施設の届け出や、耕作証明書、軽油免税証明書は署名だけとして押印廃止になります。ただし判が押してあったとしても書類としては成立していますので受けたいと思っています。この取り扱いについては明日以降の施行となります。</p>
	議長	ご質問等ございませんか。施行は明日からと言う事ですね。
	局長補佐	はい。
	議長	今のところ、4条申請、5条申請、利用権設定は押印が必要である。3条、届け出書などは押印の必要がないと言う事です。
(2) 農地パトロールおよび利用意向調査等の変更について	議長	『(2) 農地パトロールおよび利用意向調査等の変更について』説明を求めます。
	局長補佐	<p>お配りしています“農地法パトロールと利用意向調査が新しくなりました”というタイトルのパンフレットを基に説明をさせていただきます。</p> <p>農業委員会が中心となり実施してきました遊休農地調査と、町長部局である産業課が中心に実施していました荒廃地調査が、この度一本化され、今年度から新たな調査要領が設定されました。変更点を説明致します。</p> <p>パンフレットの3ページをご確認ください。“利用状況調査で新たに確認する項目”とあります。表の“(1) 遊休農地などの現況”から説明します。8項目あります。それぞれ一筆ごとに判断していきます。(8項目朗</p>

読) 囲繞地とは、接道がない、農地と接地していない、機械などが入りにくい農地を呼ぶようです。7番は、上記1～6以外の事由で基盤整備されていない農地、つまり、農地としての条件がそもそも良くない状態です。8番は基盤整備されている農地で、農地としての条件は良いが、担い手がないなどによって遊休農地になっている状態の農地が該当します。A3版の令和3年度遊休農地調査表では、右側の令和3年度の状況の遊休農地の区分の1から8になります。1から6までは2項目入れられますが、7、8は1つだけしか入れることができません。

(1)遊休農地の発生場所ですが、4項目あります。調査用紙は、先程説明した欄の左隣りになります。

次に変更点ですが、遊休農地の判定区分について説明します。3ページの下側“利用状況調査で確認する遊休農地等の区分”になります。遊休農地の新たな分類として①から⑤まであります。昨年までは南部町では①と②をA判定、⑤をB判定と判定していました。今年度からはA判定が①と②に分かれます。南部町では、①と②と⑤を使う事になります。③と④は使いません。3、4年前にも色で判断されていたようですが、復活して①が緑、②が黄色になります。

委員の皆様は黄色判定はされず、事務局で判断したいと思います。⑤は今まではB判定ですが赤判定になります。呼び方は変わりますが、A判定は緑、B判定は赤と言う事です。調査表では1から3の番号で記入をお願いします。

お配りしていますファイルには各地区の調査対象農地をまとめて載せています。パトロールの際に新たに加えたい農地がありましたら、事前に事務局に申し出ていただきましたら地番や地図を用意致します。

次にパンフレットの4ページをご覧ください。従来は毎年11月末までに調査表を発送し、翌年1月末までに回答期限を設けてなっていました。今年度からは遊休農地と判定した後、直ちに調査書を発送し、調査から1か月以内の範囲で回答期限を設定することとなりました。郵送で送っても回答を頂くのは難しいのではないかと思いますので、従来通り各委員さんには訪問していただいて意向調査をお願いしたいと思います。利用意向調査は、調査日から1か月以内となっています。今までは事務局で調査表を整理してから意向調査表として皆様にお渡ししていましたが、この調査表で緑判定とされた農地全て意向調査をお願いします。所有者さんが町外などで不在で分からない場合は事務局で対応しますのでお申し出ください。1か月経っても回答が得られない場合は再訪問をお願いします。

お配りしている調査用ファイルに令和2年度の意向調査の結果を載せています。その中に農地中間管理機構希望とあります。今までは農地の耕作条件改善事業というものが、担い手への農地の集積を進める上で、伐採や果樹棚などの障害物の除去や整地や土壌改良などをこの改善事業で行っていました。鳥取県と市町村で協議して農地の耕作条件改善の費用負担を検討するとなっています。意向調査で機構を希望されても必ず受けもらえるとは限りません。予算を協議してからが前提ですので、所有者さんへの説明では、必ず機構を使えるわけではなく、希望をお聞きし

	<p>て受けてもらえるかどうかのスタートラインである旨をお伝え願いたいと思います。</p> <p>次の変更点ですが、パンフレットの5ページをご確認ください。“農地中間管理機構との協議勧告”について(利用意向調査を実施した農地について①から③”朗読)</p> <p>次に、パンフレットに載っていませんが、調査結果は毎年12月末で一旦締めて県に報告していました。農業委員会には翌月の1月総会で中間報告として報告し、3月総会で最終報告をしていました。県への報告が3月末となりましたので中間報告は無くなり最終報告のみとなりました。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>皆様より質問をお受けします。</p> <p>私から、勧告とありますが誰がするのですか、県の農業会議ですか。</p>
局長補佐	<p>中間管理機構と協議して町の農業委員会が行うとなっています。</p>
議長	<p>農業委員会が勧告できますか。 の案件の時には農業会議より勧告はできないので指導の形を取るよう言われました。これは勧告できるのですか。</p>
局長補佐	<p>こちらは農地法第36条に書いてありますが、農業委員会は利用意向調査を行った場合については、利用意向調査に関わる農地の所有者に対し、農地中間管理機構による農地中間管理権の取得に関し、当該農地について中間管理機構と協議すべきことを勧告すると法律上なっています。</p>
議長	<p>このようにしたらどうですかと言うのが勧告です。このようにしなさいと言うのが指導です。中間管理機構と農業委員会と一緒に勧告を出すのですか。</p>
局長補佐	<p>農地法第36条に農業委員会が勧告をすると書いてあります。</p>
議長	<p>皆様よりお聞きしたいことはございませんか。</p>
庄倉委員	<p>意向調査で中間管理機構を希望された時に、受けてもらえるかどうかは予算の関係で県と町とが協議してからという説明がありました。希望された所有者さんより、どうなっているか聞かれた時に県との協議があると説明はしますが、耕作したい方がおられる場合はどのような説明をしたらよいですか。</p>
局長補佐	<p>耕作の改善事業と言うものがあります。産業課で予算を得る必要がありますので、協議が終わってからとなります。時間を頂いて待ってもらってから連絡になると思います。</p>
庄倉委員	<p>待っていれば必ず通りますか。絶対に無理だと思う所ではなく、我々は調査で回る時に、中間管理機構で農地に戻るのであれば耕作してもらえないか、担い手さんとも交渉しながら進めていきます。それが最終的に受けてもらえないとなると、どのように説明したらよいか分かりません。</p>
局長補佐	<p>町の予算の事ですので、最終的には町長や議会が判断することです。必ずしも予算が成立するとは限りません。その辺のところを理解していただいて説明をお願いしたいと思います。</p>
庄倉委員	<p>予算が通らず中間管理機構に受けてもらえないと言う事になると、耕作の意志を持っておられる担い手さんがおられるにも関わらず耕作者が無くなり、所有者さんの負担増になったりします。その辺の説明が難しいです。</p>

局長補佐	<p>まずは希望されてスタートラインに立っていただくのが第一条件で、それから次の段階になります。予算に関わる事なので、予算が成立してからであることをご了承いただくように説明をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>問題は貸し手があって借り手がおられる場合は、中間管理機構は必ず受けなくてははいけません。予算が通って初めて成立するという説明ですが、そうではなく、耕作者がおられるのであれば中間管理機構は町に向いて予算を確保してもらおう体制作りが大切です。担い手育成機構の伊藤理事長にも話をしたいと思います。借り手がおられるのであれば必ず機構に受けてもらえるという考え方で良いと思います。</p> <p>事務局より担当である産業課の本田課長補佐より説明を願いたいと言う事ですので呼びに行かせます。</p>
	(産業課本田課長補佐入室)
本田課長補佐	<p>機構の貸し借りについてご質問があったと伺いました。遊休農地の意向調査で機構に出したいという希望がある。事前に話をしても良いという担い手もおられる。その場合に機構を活用できるのかというご質問で間違いないでしょうか。原則では貸し借りの意向がある場合は、それを妨げることはないという認識でいます。貸したい方が機構に貸されます。機構から耕作希望者に配分となります。当然、機構と現状について話し合いは必要ですが、基本、出したい意向があり、受け手がおられる場合は原則機構は拒むものではないと認識しています。その際に問題になるのは、荒廃農地の場合、長年管理がされておらずセイタカアワダチソウが繁茂していたりハウスの残骸が残っていたりする場合があります。そのような場合に誰が復旧するのかという問題が生じます。受け手の方が自分できれいにするので貸して欲しいということもあるかもしれませんが、そこまでして借りたいという耕作者はなかなかおられないと思います。潮補佐より補助金の話も出たようですが、予算要求をしている段階で正式に整いましてから委員の皆様には報告しようと思っておりましたが、本年度から機構中間保有地再生活用事業が県の事業で始まりました。荒廃している農地を誰がきれいにするか、過去には機構がきれいに貸すと言う事業があったようですが、町の方でもそのような再生事業を復活して欲しいと要望していたところ、令和3年度より機構に貸し出して、機構が業者さんに依頼してきれいにする。かかった費用については県と町で半分ずつ助成する制度ができたところです。以前から懸案事項であった農地について予算要求を上げています。一旦中間保有ということで機構に借りていただいて、機構がきれいにした段階で担い手に貸すという計画をしている段階です。潮補佐が説明したのはこの部分のことだと思います。一般的には、誰がきれいにするか、貸し手なのか借り手なのか、はっきりしたら妨げるものではないと認識しています。</p>
議長	<p>ありがとうございます。良い機会ですので、皆様よりご質問等ございませんか。</p>
糸田委員	<p>パンフレットの5ページに、中間管理機構と協議、勧告の中に、次の場合は除きます。農業振興区域内ではない農地とありますが、それは農振農用地ではない農地と言う事と同じことですか。そうであれば、年末までに解消されない場合は固定資産税が1.8倍になると記載してありますが、農振農用地以外は該当しないと言う考え方ですか。</p>

	本田課長 補佐	農地法の部分をきちんと読んでいませんので、このパンフレットを見ただけでの答えになりますが、農業振興地域の区域の中では、南部町は全域農業振興地域内にある農地になります。地域の中で農用地区域として指定する土地と、農用地区域として指定しない土地に分かれます。この解釈で言えば、全部の農地が対象になるのではないのでしょうか。
	議長	事務局より県に確認させますので、その間休憩とします。
		(休憩 14:36～14:45)
	議長	再開します。県の回答の説明をお願いします。
	局長補佐	県の担当者に確認を取りました。農業振興地域とは、青地、白地の両方とも対象であると言う事です。勧告対象となった土地で、中間管理機構を希望されない農地は固定資産税が1.8倍になるが、機構に希望したが中間管理機構が受けることができないという場合は1.8倍になりません。中間管理機構を希望するという意向を出しさえすれば1.8倍にはならないと確認しています。
	議長	今後は県の回答に沿ってお願いします。
(2)令和3年度第6回農業委員会総会の日程について	議長	令和3年度第6回南部町農業委員会総会は、令和3年9月10日(金)に開催します。
その他	田邊幹事 長	有志の会案内(第6回総会后、有志による会を開催予定)
8.閉会	議長	これにて令和3年度第5回南部町農業委員会総会を閉会します。
<p>会議の次第は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>		